

○令和 6 年 4 月から勤務医の時間外・休日労働の上限規制が適用

医療機関に適用する水準		長時間労働が必要な理由	年の上限時間
A水準		原則（一般労働者と同程度）	960時間
特例水準	B水準	地域医療の確保のため	1,860時間
	連携B水準	地域医療の確保のため、他院に派遣する医師の労働時間を通算すると長時間労働となるため	通算で1,860時間 (各院では960時間)
	C-1水準	臨床研修・専門研修医の研修のため	1,860時間
	C-2水準	長時間修練が必要な技能の習得のため	1,860時間

○医療法の改正により、長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置について整備

医療機関

- ・勤務する医師が長時間労働となる医療機関は、医師労働時間短縮計画を作成
- ・健康確保措置（面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等）の実施等

都道府県

- ・地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関（特定労務管理対象機関）を知事が指定
- ・指定にあたっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴取

医療機関勤務環境評価センターの評価結果について

特定労務管理対象機関の指定を受ける医療機関は、東京都へ指定申請を行う前に、国が指定した第三者機関である「医療機関勤務環境評価センター」（受託者：日本医師会）で、医療機関に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況、その他厚生労働省令で定める事項について評価を受ける必要がある。

全体評価の考え方

- 評価項目は全 88 項目で、次の 3 つのカテゴリーで構成（うち 12 項目は初回審査対象外）

1	労働関係法令及び医療法に規定された事項（必須 18 項目）		全て満たす ※1	
2	2-1	1 以外の労務管理体制や労働時間短縮に向けた取組状況 【評価時点における取組状況】	十分	改善の必要あり
	2-2	1 以外の労務管理体制や労働時間短縮に向けた取組状況 【今後の取組予定】	十分	見直しの必要あり
3	労働時間の実績 ※2		改善している	改善していない

※1 必須項目で改善が必要な場合は評価保留

※2 特例水準が適用される医師の平均または最長の時間外・休日労働時間数や、時間外・休日労働時間が960時間を超えた医師数等の実績を基本として検討

- 「労働関係法令及び医療法に規定された事項に係る項目（必須 18 項目）」を全て満たした医療機関に対し、「労務管理体制や労働時間短縮に向けた取組状況」、「労働時間の実績」を踏まえて全体評価を実施（評価項目（上記基準）の達成状況に応じて 4 段階で実施）

全体評価の評価結果

次の 4 段階のコメントのいずれかにより通知

- 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる
- 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間の短縮が進んでない
- 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる
- 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、医師労働時間短縮計画案も見直しが必要である